

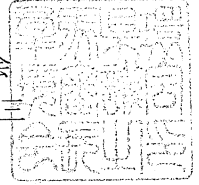


(環 審)

平成25年 1月 4日

群馬県環境審議会水質部会長 様

群馬県環境審議会
会長 鵜飼 恵三



群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正及び特定指定物質の
適正な管理に関する指針の策定について (付託)

このことについて、別紙のとおり諮問がありましたので、水質部に付託します。

なお、当事案については、群馬県環境審議会条例第8条第5項の規定に基づき、同部会
の決議をもって本審議会の決議とします。

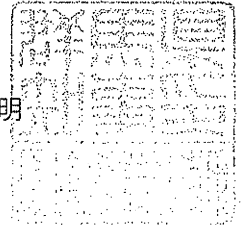




環保第3112-15号
平成24年12月28日

群馬県環境審議会長 様

群馬県知事 大澤正明
(環境保全課)



群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正及び特定指定物質の
適正な管理に関する指針の策定について (諮問)

1 利水障害等の原因となる化学物質の適正な管理と事故の未然防止に関し、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正及び特定指定物質の適正な管理に関する指針の策定について、群馬県の生活環境を保全する条例(平成12年群馬県条例第50号)第124条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

[諮問理由]

平成24年5月に利根川水系の浄水場におけるホルムアルデヒド検出事案が発生し、これまで2回にわたり環境審議会(水質部会)において、国の取り組みを補完する県の取り組みについて審議を行い、その答申に示された方針に基づき、群馬県の生活環境を保全する条例を改正した。

この条例改正により新たに創設される制度について、その詳細を、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則を改正して定める必要があり、また、改正条例第47条から、県は利水障害等の原因となる化学物質の工場又は事業場における適正な管理に関する指針を策定し、公表する義務がある。

このため、条例施行規則の改正及び適正な管理に関する指針の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものである。

2 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則で定める水質有害物質、水質浄化基準値及び特定排水規制基準値の追加について、群馬県の生活環境を保全する条例(平成12年群馬県条例第50号)第124条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

[諮問理由]

平成24年5月23日に水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号)が公布され、有害物質としてトランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンが追加された。また同日、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令(平成24年環境省令第14号)が公布され、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー及び1,2-ジクロロエチレンの地下水の浄化措置命令に係る浄化基準がそれぞれ0.05mg/L、0.002mg/L、0.04mg/Lと設定された。なお、1,2-ジクロ

ロエチレンの地下水の浄化措置命令に係る浄化基準値は、改正前はシス体のみの基準値であったが今回の改正によりトランス体との合計量となった。更に同日、排水基準を定める省令の一部を改正する政令（平成24年環境省令第15号）が公布され、1,4-ジオキサンの排水基準が0.5mg/Lと設定された。

法との整合を図るため群馬県的生活環境を保全する条例施行規則について、水質有害物質、水質浄化基準値及び特定排水規制基準値を追加して定める必要があり、貴審議会の意見を求めるものである。